

広島県告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十二年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十一年十月十三日農林省告示第千二百号、昭和四十八年十月十八日農林省告示第千九百十七号、昭和四十八年十二月二十八日農林省告示第千六百四十三号、昭和五十一年一月十九日農林省告示第五十号、昭和五十四年九月四日農林水産省告示第千二百二十四号、昭和五十八年四月二十二日農林水産省告示第四百五十八号（四に係るものに限る。）、昭和五十八年八月七日農林水産省告示第千四百四十号（二に係るものに限る。）、平成元年三月八日農林水産省告示第三百三号（一に係るものに限る。）、平成七年二月九日農林水産省告示第百二十三号（三に係るものに限る。）、平成十一年三月二十三日農林水産省告示第四百八十一号

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）